

【報告2】

丹波篠山市地域公共交通運賃助成事業

丹波篠山市地域公共交通運賃助成事業

令和8年7月ごろから丹波篠山市地域公共交通運賃助成事業を開始します。デマンドバスのエリア内移動対象外となっている高齢者や運転免許証返納者等を対象に外出機会の創出と社会参加の拡大及び公共交通の充実を図ることを目的にタクシーで利用できるタクシー助成券を5,000円分を交付します。

No. _____ 有効期限 2027年3月31日まで

丹波篠山市
地域公共交通
運賃助成事業助成券

住 所	
利用者氏名	
生年月日	

丹波篠山市 創造都市課 TEL 079-552-5106

経緯と目的



本市では、少子化や高齢化などにより公共交通の利用者が減少傾向にあることから令和6年度に「丹波篠山市地域公共交通計画」策定し、既存の公共交通ネットワークを再編しました。令和6年度に市東部地域、令和7年度にデマンドバス「のり~な」を導入し、公共交通が十分に提供されていない地域にお住いの方についてもデマンドバスで気軽に移動できるようになりました。

一方で城下町周辺や篠山口駅周辺はデマンドバスの運用上、エリア内での移動が出来ないこととなっており、既存の路線バスかタクシーを使用する必要があることから自家用車を所有していない高齢者や運転免許証返納者にとって他地域よりも近場の移動にかかる負担が大きくなっています。（デマンドバスの場合、エリア内移動200円）

そこでタクシーで使用可能な回数を配布し、デマンドバスと同等の料金で近場の移動を可能にすることで、高齢者や運転免許証返納者の外出機会創出と社会参加拡大及び公共交通の充実を図ります。

丹波篠山市地域公共交通運賃助成事業の概要について

1. 事業名称

丹波篠山市地域公共交通運賃助成事業

2. 事業の目的

指定の自治会にお住まいで高齢者または運転免許証返納者に対して外出機会の創出や社会参加の拡大及び公共交通の充実を図るため

3. 対象者

丹波篠山市内の下記の自治会に住所を有する人で、且つ下記のいずれかに該当する方

- ① 75歳以上の方
- ② 65歳以上で運転免許証を自主返納した方
- ③ 身体障害者手帳 所有者
(1級、2級、3級第1種、4級第1種)
- ④ 療育手帳A判定 所有者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級 所有者

4. 対象自治会

対象地区	対象自治会
篠山地区	東新町、西新町、南新町、北新町 乾新町、山内町、上川原町、下川原町 小川町、上立町、下立町、呉服町 上二階町、下二階町、魚町、西町
城北地区	黒岡、郡家
味間地区	東吹上、東吹中、東吹下、吹新、網掛 東古佐、西吹、味間新、味間東、中野 大沢、弁天、大沢新 音羽グリーンタウン 杉、音羽住宅、住吉台

5. 助成内容

タクシーの運賃割引に利用でき500円助成券を1年間に10枚(5,000円)発行
※タクシー料金が1,000円以下の場合のみ利用可能

6. 申請必要書類

★共通

- ・申請書
- ・本人確認書類(運転免許書、マイナンバーカードなど)
- 65歳以上で免許返納された方
 - ・運転経歴証明書
- 障がいをお持ちの方
 - ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

7. 利用方法

タクシーで市内で乗降する場合、料金が1,000円以内であれば1回の乗車につき500円券を1枚使用可能。
・差額は現金で支払
・利用できるのは交付を受けた本人のみ
・料金が1,000円以上の場合には利用不可

8. 申請受付開始時期

令和8年7月ごろ～

